

令和4年2月1日(火)

令和3年度 第4回 市川市都市計画審議会

議事録

1. 出席した委員の氏名

西村幸夫会長、藤井敬宏副会長、
つちや正順委員、清水みな子委員、増田好秀委員、細田伸一委員、
宮本均委員、松浦健治郎委員、山本俊哉委員、後藤智香子委員、
荒木健一委員、岩澤秀明委員、中村宏委員、石井利和委員

2. 議事日程

議案第1号 市川都市計画生産緑地地区の変更(市川市決定)について
(付議)

議案第2号 市川都市計画生産緑地地区における
特定生産緑地の指定について(諮問)

3. 議事詳細

(次ページ以降)

令和3年度第4回都市計画審議会

日時：令和4年2月1日（火）13時30分～

場所：市川市役所 第2庁舎 大会議室1

○事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議とさせていただいております。

なお、前回と同様、本審議会は発言者を除き、マイクをミュートした状態で進行させていただきます。

質疑や異議がある場合は「リアクションボタン」から「手を挙げる」を選択し、会長の指名後、マイクのミュートを解除し、ご発言ください。

本日の出席委員数ですが、宇於崎委員の1名の方から、欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、本日は14名の委員の方がご出席ですので、「市川市都市計画審議会条例」第5条第2項に定める定足数に達しており、会議の開催が成立しております。

また、本市では、現在、新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、会議当日の市民等の傍聴を中止とさせていただいております。

このため、市民等への会議公開は、「議事録」「会議概要」を市公式Webサイト等に速やかに掲載することとしております。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題でございますが、

議案第1号

市川都市計画生産緑地地区の変更（市川市決定）について（付議）

議案第2号

市川都市計画生産緑地地区における特定生産緑地の指定について（諮問）
の2件となっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○議長（西村会長）

では、令和3年度第4回市川市都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会でございますが、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、公開とすることによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、公開することといたします。

続きまして、議事録の署名人について、「市川市都市計画審議会議事運営要綱」の第6条第3項によりまして私のほうから指名させていただきます。

今回は、細田委員と山本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

議案第1号 市川都市計画生産緑地地区の変更（市川市決定）について（付議）

担当より説明をお願いします。

○公園緑地課長

はい、公園緑地課でございます。

議案第1号市川都市計画生産緑地地区の変更（市川市決定）について、ご説明させていただきます。スクリーンも併せてご参照ください。

まず、生産緑地地区でございますが、生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害や災害の防止と、農林漁業と調和した都市環境の保全のために、農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るものがございます。

それでは、今回の、変更内容の説明の前に、生産緑地地区の買取申出のしくみについてご説明させていただきます。

お手元の資料1ページをご覧ください。スライドの方にも掲載してございますので、併せてご覧ください。

生産緑地地区は、原則、指定後30年間農地や農業関連施設としての土地利用が義務づけられ、固定資産税や相続税等、税制上の軽減措置が講じられております。

しかし、指定から30年以内であっても、主たる農業従事者の死亡や身体の故障により営農が困難となった場合は、市長に買い取り申出ができるよう、救済措置が設けられております。

この申出を受けた場合、本市の市川市生産緑地買取協議会を構成する関係課や、公共施設等の管理者となる関係行政機関に買い取り意向の確認をいたしますが、いずれの機関

からも買い取り希望が出されないときには、他の農業従事者への農地の取得斡旋を行います。

取得が見込めない場合は、生産緑地法第 14 条に基づき、申出から 3 ヶ月を経過した時点で、生産緑地法の行為制限が解除され、宅地化する農地と同様の取り扱いとなり、開発行為等による宅地化が可能となります。

続きまして、変更地区の位置についてでございます。

今回変更する地区の位置につきましては、資料の 4 ページをご覧ください。

また、併せて 5 ページから 8 ページの計画図をご覧ください。

まず、4 ページの位置図につきましては、変更対象となる生産緑地地区を赤丸で示しております。

5 ページから 8 ページにつきましては、赤枠が既存の生産緑地を示し、黄色で塗りつぶされた部分が、今回廃止する部分でございます。

お手元の 2 ページにお戻りください。

今回の変更内容につきましては、先ほどご説明いたしました、法 14 条適用による生産緑地の廃止、生産緑地の一部に公共施設が設置されたことによる一部廃止、錯誤による地区の変更でございます。

それでは、変更理由ごとにご説明いたします。

まず、法第 14 条主たる従事者の死亡または身体の故障による行為制限解除に伴う生産緑地の廃止についてでございます。

今回の変更では、地区の全部廃止は 1 地区で、面積は、約 0.44 ヘクタールでございます。

地区の一部廃止は 4 地区で約 0.49 ヘクタールとなっております。

次に、生産緑地の一部に公共施設が設置されたことによる廃止でございます。

こちらは道路整備に伴い、生産緑地の一部を廃止するものであり、1 地区で約 0.002 ヘクタールとなっております。

最後に、錯誤による地区の変更でございます。

こちらは、当初指定された区域に誤りがあり、正しい区域に変更するため、地区の一部を廃止するものでございます。一部廃止の面積は約 0.09 ヘクタールでございます。

なお、錯誤による地区の変更につきましては、写真と併せて詳しくご説明いたします。

お手元の資料 9 ページをご覧ください。スライドにも同じものを掲載しております。

赤枠で囲まれております当該 174 号北国分 4 丁目第 2 生産緑地地区は、当初指定の平成 4 年 11 月 24 日に、地権者複数人で、一つの地区として指定されました。

生産緑地指定作業につきましては、平成 3 年 9 月の建設省からの通達によりまして、平成 4 年 12 月中の指定を目指して作業を進めておりました。

平成3年度中には、市街化区域内農地を所有の方々に対して意向を確認し、平成4年に都市計画図書の作成を進め、同年11月24日に、指定告示を行ったものであります。

その際、黄色く塗られた部分の当該地につきましては、平成3年11月に現地確認の上、当該区域を確定いたしました。その後、平成4年7月に黄色く塗られている部分である、当該区域内の一部に、建築確認申請がなされ、同年10月には、建築物が建築されました。

当時はこのことに気づかず、都市計画決定の告示を行い、その後、30年近く経った現在、相続の発生により、緑色に塗られている部分である農地の部分の買い取り申出が提出されて初めて生産緑地内に建築物があることが発覚したところであります。

買取申出者は、生産緑地所有者の息子さんであります。当該区域内の建築物がある黄色い部分を除いた区域につきましては、昨年9月に買取の申出が提出され、買い取り希望等がなかったことから、同年12月に行為制限の解除となりました。

今回、当該黄色い部分の敷地部分について、生産緑地が残置してしまうことから、都市計画を変更するものであります。

また、174号につきましては、写真の黄色く塗られた部分の黒い点線の手前を市が道路として整備をしているため、一部公共施設として廃止する部分がございます。

錯誤については以上です。

お手元の資料2ページにお戻りください。

ご説明いたしました、変更の内容を取りまとめますと、生産緑地の地区数は、地区の全部廃止により1地区減少し、308地区となります。

面積につきましては、地区の廃止により、約0.93ヘクタール減少。

生産緑地の一部に公共施設が設置されたことにより、約0.002ヘクタール減少。

錯誤による地区の変更により、約0.09ヘクタール減少となり、全体では約1.02ヘクタール減少し、合計が約87.09ヘクタールとなります。

本議案につきまして、都市計画法第17条第1項、こちら都市計画の案の縦覧についてです。こちらの規定によりまして、令和3年12月10日から12月24日まで、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

議案第1号、市川都市計画生産緑地地区の変更(市川市決定)について、説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(西村会長)

はい、ありがとうございます。

それではこの件に関しまして質疑のある方はリアクションボタンを押していただけます

でしょうか。いかがでしょうか。

私の方から、皆さんから質問がないようですので、お伺いしますが、錯誤ということですけれども、生産緑地になると固定資産税の減免措置とかですね、随分色々な部分に優遇されているわけですが、優遇されるような行為をやられてなかったわけなので、これは問題だと思っておりますが、その辺遡っての納税とか、そういうことはどういう手続きになっているのでしょうか。

○公園緑地課長

はい。生産緑地に指定されますと、都市計画税、固定資産税等がですね、宅地並みの課税ではなく、農地並みの課税としております。

当該地につきましては、宅地となりますことから、都市計画税、固定資産税につきましては宅地並みの課税として再評価をし、5年間の遡りがあり、課税につきましては、追徴されるということを税の担当部門から聞いております。

以上でございます。

○議長（西村会長）

ありがとうございます。

ということのようです。いかがでしょうか。

○松浦委員

すいません松浦ですけど、よろしいでしょうか。

はい、すいません、今の件でちょっと確認したいのですが、建築確認申請をされたわけですよ。その時に生産緑地だったということは認識されていたのですか。

その辺りお聞かせください。

○議長（西村会長）

どうぞ事務局。

○公園緑地課長

はい。建築確認申請につきましては、平成3年の7月に出されておりました、当時はまだ生産緑地に指定する前でございます。

今回ですね、生産緑地内に建築物があるということにつきましては、約30年後になりますが、昨年9月に発覚したところであります。

以上でございます。

○松浦委員

ありがとうございます。

もう一度確認ですけれど、建物が建っているところで、生産緑地への指定をしてしまったということですよ。

現地確認はされなかったのですか、生産緑地の指定されるときに。

○公園緑地課長

はい。

今、建築確認申請の時期を平成3年7月と言ってしまいましたが、平成4年7月でした。申し訳ございません。

平成3年11月には、当該地の現地の確認をしております。

ただ、当時は初回の生産緑地の指定でございますことから、件数も多く約1年間ぐらいかけてですね、都市計画の付議をするまでに少しタイムラグが生じてしまいました。

その間に、建築確認申請がなされて、建物が指定前に建ってしまったという状況になっております。

○松浦委員

ありがとうございます。

○議長（西村会長）

他にいかがでしょうか。

伺っていますと、タイムラグでやむを得なかったということはあるかもしれないけれど、申請する側はそれを知って申請しているのではないかと勘繰ると非常に悪意といいますかね、法的に申請するってこともできなくなかったと思うので、そのところは遺憾ですよ。

○公園緑地課長

はい。おっしゃる通りですね、その当時のことになりましたが、申請をされた方につきましては、もう亡くなっておりますので確認することはできないのですが、我々の方も30年間気が付かなかったというところについて足りなかった部分もございます。

以上でございます。

○議長（西村会長）

はい。

他の点で何かありますか。よろしいでしょうか。

今の事務局のご説明では、ちょうど生産緑地を始めたばかりのところなので、非常に大変な作業量があったということで、今こういうことが起きるってことはないと思いますけれども、そうした事務的な誤りが起きてしまったということでもあります。

よろしいでしょうか。

特にご異議がなければこの原案通り承認するというのでよろしいでしょうか。

異議がある方はリアクションボタンを押していただきたいと思うのですがよろしいですか。

それでは、議案第1号は可決しました。

それでは続きまして議案第2号です。

市川都市計画生産緑地地区における特定生産緑地の指定について諮問です。

担当よりご説明をお願いしたいと思います。

○公園緑地課長

はい。

それでは、引き続き公園緑地課でございます。

議案第2号市川都市計画生産緑地地区における特定生産緑地の指定について（諮問）についてご説明させていただきます。

まず、生産緑地と特定生産緑地の制度の概要につきましてご説明させていただければと思います。

資料の1ページをお開きいただければと思います。スライドも同じものになります。

制度の概要につきまして、図を用いましてご紹介いたします。

一番左に表記されている通り、生産緑地の都市計画決定されました市街化区域内の農地につきましては、土地所有者等は、農地等として管理することが義務づけられ、農地等、農地等以外の利用はできなくなります。

また、生産緑地地区に指定されてから30年経過した場合などには、市町に対して、その農地の買取申出ができることとなっております。

税制上の優遇措置につきましても、固定資産税の軽減、相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となることから、従来の税制上の優遇措置が30年経過後も継続されるかどうか、制度的に不明確な点があったところでもあります。

こうしたことを受けまして、引き続き農地の保全を図るため、平成 29 年に生産緑地法の改正が行われまして、特定生産緑地という制度が設けられたものであります。

図の中央に表記しております通り、特定生産緑地の指定、右側の上の矢印のようにですね、特定生産緑地として指定いたしますと、買取申出が可能となる時期を 10 年間延長することができるとともに、税制上の優遇措置も継続されることになりました。

一方、図の右側の下矢印のように、特定生産緑地として、指定を受けない場合には、いつでも買い取りの申し出をすることができますが、税制上の優遇措置を受けることができなくなります。

特定生産緑地への指定につきましては、審議会に諮る意義を、ご説明させていただきます。

特定生産緑地に指定するにあたり、買取申出が可能となる始期を 10 年間延長するものであり、その間は、特定生産緑地として、農地の管理義務や行為の制限が課されることから都市計画の決定に準じた、法的効果を継続させるものであるからであります。

そのため、本日、議案第 1 号でご意見を伺いました生産緑地地区に関する都市計画決定手続きと、同様に審議会でご意見を伺うこととしております。

続きまして、指定申請状況について、3 ページをお願いいたします。

本市が初めて生産緑地地区の都市計画決定した日は、平成 4 年 11 月 24 日であり、指定を受けた生産緑地の所有者に対し、制度等の周知を行うとともに、特定生産緑地の指定をするための手続きを進めて参りました。

特定生産緑地への指定申請状況につきまして表をご覧ください。

面積ベースでございますけれども、令和 3 年 11 月末時点で、市全体の生産緑地のうち約 80%という高い割合で申請をいただいております。

残りの 20%につきましては、生産緑地に指定されたのが、平成 4 年よりも後のものも含まれておりますが、当初指定である平成 4 年に指定された生産緑地につきましては、所有者らに対し、個別に確認等を行いたいと考えております。

今回諮問させていただく生産緑地は、約 51.95 ヘクタールでございます。

一昨年の 11 月と昨年の 8 月に諮問させていただきました約 12.14 ヘクタールを合計いたしますと、約 64.09 ヘクタールとなります。

現時点で特定生産緑地への指定申請をされている約 70.73 ヘクタールのうち、64.09 ヘクタールが諮問済みとなりますが、残りの 6.64 ヘクタールにつきましては、耕作の状況等について関係者間で協議を行っておりますので、協議が整いましたら次回の審議会に諮問をさせていただく予定でございます。

続きまして、特定生産緑地の指定案について、4 ページから 13 ページでございますが説明させていただきます。

生産緑地地区番号ごとに位置と面積を記載しており、こちらの表で今回指定するものの面積等をお示ししております。

特定生産緑地に指定する区域の位置につきましては、14 ページから 16 ページの位置図。併せまして 17 ページから 32 ページまでの計画図になります。

位置図につきましては、市川市を北部、中部、南部に分けて、市全体の中の生産緑地の位置を示しております。

計画図につきましては、緑枠が既存の生産緑地を示しており、緑色で塗られている部分が今回指定する特定生産緑地の部分でございます。すでに諮問が行われている区域につきましては、緑色の斜線で示しております。

また、現況写真につきましては、件数が多いことから、一部抜粋したものをスライド上で表示しております。

例でございますが、はじめに、18 号東大和田 2 丁目第 1 生産緑地地区につきましては、トマト、なす、キュウリ等を栽培しております。

次に、54 号宮久保 4 丁目第 4 生産緑地地区では、なしを栽培しております。

次に、98 号北方町 4 丁目第 4 生産緑地地区では、ほうれん草、枝豆、ブロッコリー等を栽培しております。

次に、139 号国分 4 丁目第 2 生産緑地地区では、ネギ、キャベツを栽培しております。

次に、176 号北国分 4 丁目第 4 生産緑地地区では、ネギ、ほうれん草を栽培しております。

次に、223 号曾谷 1 丁目第 3 生産緑地では、梨を栽培しております。

次に、332 号柏井町 2 丁目第 2 生産緑地地区では、同じく梨を栽培しております。

最後に、414 号二俣 2 丁目第 2 生産緑地地区では、キャベツ、小松菜、枝豆等を栽培しております。

今回、諮問する生産緑地につきましては、特定生産緑地への指定公示後、農地等利害関係者への通知を行って参ります。

議案第 2 号市川都市計画生産緑地地区における特定生産緑地の指定について(諮問)につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村会長）

はいありがとうございます。議案第 2 号の説明が終わりました。

それでは質疑のある方はリアクションボタンをお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

はい、松浦委員お願いします。

○松浦委員

はい、資料の3ページで、確認ですけれども、特定生産緑地の指定受付が70ヘクタールで、それで今回の諮問の生産緑地が、すでに諮問されているものと合計すると64ヘクタールですけれども、残りの6ヘクタールはこれから諮問されるということによろしいでしょうか。

○議長（西村会長）

どうぞ。

○公園緑地課長

はい。

今、関係者間で協議を行っておりますので、確認作業を行っている段階でございます。次回以降の都市計画審議会に諮問したいと考えております。以上でございます。

○松浦委員

ありがとうございます。
もう1点よろしいですか。

○議長（西村会長）

どうぞ。

○松浦委員

残りですね未申請のものが、3ページの資料17.38ヘクタールで、先ほどの最初の議題で、1ヘクタールぐらい変更で減少したということですので、多分残り16ヘクタールぐらい残っていると思うのですけれども、これが今年の2022年の11月で多分30年の期間がすぎると思うのですけれども、その30年の期間を過ぎるものの中で、16ヘクタールの中でどのくらいまだ残っているのか分かれば教えてください。

○議長（西村会長）

どうぞ。

○公園緑地課長

未申請のものうち、平成4年で指定されているものにつきましては、約11ヘクタール

でございます。

こちらにつきましては、まだ申請が来ておりませんので、電話や個別訪問等を行いまし
て、確認作業を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（西村会長）

ありがとうございます。

細田委員お願いいたします。

○細田委員

はい細田です。

今の松浦委員と少し重なるかもしれませんが単純な質問なので、参考までにお伺いした
いのですが、3 ページの特定生産緑地への指定未申請が今約 20%ということですね、未
申請がこのままの状態ですと今年の 11 月も超えて、未申請のままが続いた場合、罰則
規定のようなものはあるのでしょうか。

○議長（西村会長）

どうぞ、お願いします。

○公園緑地課長

はい。

未申請のものにつきましては、生産緑地として引き続き行為の制限がされることとなり
ます。税制につきましては、宅地並みの税に変わっていきます。

以上でございます。

○議長（西村会長）

細田委員どうぞ。

○細田委員

再質問ですが、1 年間とかそういう猶予期間のものではなくて、期限を超えたらすぐ行為
制限の件とか税制の優遇措置がなくなるとかすぐ適用されてくるのでしょうか。

○議長（西村会長）

どうぞ。

○公園緑地課長

はい。

行為の制限につきましては、今あるものが引き続き制限されるものとなります。

税につきましては、5年にわたり段階的に税が引き上げられるということとなっております。

以上でございます。

○細田委員

結構です。

○議長（西村会長）

はい、ありがとうございます。

そういうこともあって30年になる前の段階から所有者に関しては連絡がいて、どうするのかということをお問い合わせするような手続きをずっとやってこられているということですね。

○公園緑地課長

はい、その通りでございます。

○議長（西村会長）

はい、ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

それでは藤井副会長、そのあと山本委員の順でご発言ください。

どうぞ。

○藤井副会長

はい。藤井です。

これまでの都市計画審議会の中でも、この生産緑地に関して委員から声が出ていた話だと思うのですが、どうしてもこの生産緑地に関しては、追認型ということで、非常にむなしい思いをする審議が多いよねと。そういった中で、今回の30年といったところの中で、一つの仕切り直しになって、また生産緑地自体のところの運用も変わってくると。そういったところを戦略的なプログラム、アプローチといったような形で、ある意味今回の仕切り直しをベースにして取り組めないかというようなご意見が、過去の審議会で

あったと思うんですが、そういった時にですね、例えば1人当たりの公園の面積をエリア別に見てみると少ないところとか、或いは1人当たりの緑の量をどうやって増やしたいねとか、この生産緑地といったものが消えていったときに、或いはそういったものを先ほどの買取といった仕組みの中でね、検討する上で、この辺の地域は、基本的にやはり今後の政策の中で10年単位でやはりいろんな動きが出て参りますので、その中での補償の問題とかそういったことも出てくるかと思えますけれども、これは公表するものではないという認識でありますけれども、事務局として戦略的な計画の取り方という形で、対象候補を今回エリアとして指定されたときにきちんと見極めをして、この辺のところの生産緑地は、買取申請が出てきた時、すぐのアプローチを対応できるようなところかどうかといったような、少し横串を通すような形の中で、いろんな部局との調整を事前にこうやっていくような心づもりがあるのかないのか、その辺のちょっと思いだけ聞かしていただければと思うんですが。

○議長（西村会長）

はい、お願いします。

○公園緑地課長

今回、特定生産緑地の未申請の地区につきましては事務局の方でも把握しておりますので、今後、公共施設等を整備する部局につきましても情報の提供につきましては行って参りたいと考えております。

以上でございます。

○藤井副会長

ぜひよろしく願いいたします。

○議長（西村会長）

はい、ありがとうございます。

それでは山本委員お願いします。

○山本委員

はい、山本です。

今のと関連する質問になります。25番のスライドですね、計画図9。

私詳しくはわからないのですが、姥山貝塚公園は国際的にも有名な貝塚で、戦前はスウェーデンの皇太子もわざわざここまで来たと、というところで、この周辺の生産緑地と

いうのは、文化財と言いますか、もう買取りの話があってもいいのかなというふうにも思うような場所なのですが、今回この申請されたものが、例えば 312 号の一部ですね、それから隣接する 315 号の一部、316 号ですね、この辺りについては関係部局と、もうすでに藤井副会長のお話の通り、事前に戦略的な議論をしているのか否か。

答えられる範囲内で、教えていただけますか。

○議長（西村会長）

お願いいたします。

○公園緑地課長

買取り申出が出たエリアにつきましては、情報を提供してですね、関係部局の方に買取りがあるかどうかということを確認しております。

今後、特定生産緑地として未申請の箇所につきましても、30 年経ちますと解除されますということも情報提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員

もう少し具体的なお話は聞くことができないのですか。

ここは公共用地として、市の財政ほどの程度出るのか、負担しなければならないのかっていうのは私詳しくわかりませんが、少なくともここは国家レベルでの、かなり重要な遺跡の場所になっているはずなのですよ。ということになると、何らかの公共用地として補助していく該当するエリアっていうのは、私よくわかってないので、それでお伺いしているのですが、いわば、今回の一つのチャンスとして、特に市の単費で買取りというのとは相当大変だと思うのですけれども、そうじゃないところで、戦略的に確保していくという、そういうような議論というのは行われているのか否か。

それについて、答えられる範囲内で教えていただけますか。

○公園緑地課長

はい。

当課としましては、まず、情報提供は差し上げますが、生産緑地の取り扱い部門と関係機関で直接協議をしていることではなくてですね、買取りがありますかないですかというところの回答を得るだけになりますので、関係部署において、どのような議論が行われたというところにつきましては、確認ができていない状況です。

また、買取りにつきましては、買取り申出が出ましてから 3 ヶ月というわずかな期間になり

ますので、その中で結論を出すというのはなかなか難しいものと考えております。
以上でございます。

○山本委員

わかりました。

少なくとも、いわゆるなんと言うのですかね、その遺跡のエリアがどこになっているのか、以前私、国分寺のところで、同様の発言をしたのですけれども、その辺りは都市計画の部門でも、最低限の情報はやっぱり収集しておく必要があるし、やはり戦略的に、これについてはですね、プッシュをしていくと。

情報を単に提供するだけではなくて、どうなのかということはやっておいたほうがいいのではないかというふうに、これは意見ですけれども。

3ヶ月の間で何か決着をつけなきゃならないというようなことであるならば、なおさらだなというふうに思って今聞いておりました。

ありがとうございます。

○議長（西村会長）

はいどうぞ、お願いします。

○街づくり計画課長

すいません、街づくり計画課長でございます。

今のご質問につきまして、1点ちょっと直接かはわかりませんが関連するものとしまして、当初決定の時の都市計画審議会の議事録にですね、一つ文化財保護法による、史跡は、例えばということで、姥山貝塚とか文化財地区につきましては、生産緑地地区とは、性質が違うということで、原則的に指定はしないという、そういった議事録が残っております。

ですからその当時、当初指定段階で、関係部局との調整を図ってきたものと推測されます。

以上でございます。

○議長（西村会長）

いかがでしょうか。

私からの確認ですけれども、ここは史跡として文化財に指定されているわけですね。

おそらくそれがどこかと。それと、ここの生産緑地との関係がどうなっているのかと。

史跡に指定されているところが国の指定の史跡だと、国庫補助が出るので、公有化が進

んでいくということになるわけなので、そこがどういうふうに、公有化が考えられていて、それと生産緑地がどういう関係にあるのかと。

もしも公有化すべき史跡範囲を広げた方が適切だというような議論が、例えば文化財の側であるとすれば、その時にこういうことが考えられるのではないか、そういうことのご趣旨の、質問だと思うのですよね。

それに応えるためにはどこが史跡かと、それはどこが指定しているのか、国なのか県なのか市なのかとか、それによって補助の出方も違うので、その辺のことをきちんと答える必要があるような気がするのですけどね。

○街づくり計画課長

はい、すいません、街づくり計画課長でございます。

今、手持ちの中で明確にここの指定範囲がどうですってというようなお答えがちょっと申し上げられませんので、その区域等々につきましては、精査して参りたいと思います。以上でございます。

○議長（西村会長）

はい。

ではその辺の具体的な事実を明らかにしていただいて、次の審議会の時にですね、こういう非常に重要な文化財の周辺みたいなものをどう考えるかということに関して、方向性をきちんと明らかにしてもらおうということにしたいと思っておりますけど、山本委員そういうことでよろしいでしょうか。

○山本委員

はい、承知しました。

○議長（西村会長）

はい、ありがとうございます。

それでは他にいかがでしょうか、何かあれば。よろしいですかね。

特にお手が上がらないようですけども、もしも質疑がなければ先ほどの宿題の点に関しては、次のときに答えてもらうということで、原案に関してはこの通りに承認するということがよろしいでしょうか。

異議のある方はリアクションボタンを押していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

はい。

いらっしゃらないようですので議案第2号は可決されました。
ありがとうございます。

本日の予定内容は以上となっています。事務局より連絡等お願いします。

○事務局

事務局としてご案内申し上げます。

今年度の審議会は本日の第4回をもちまして終了となります。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、多くのご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の都市計画審議会の日程でございますが、5月27日金曜日、午前中の開催を予定しております。

事務局からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（西村会長）

はいありがとうございました。

次回5月の27日金曜日の午前中ということであります。

またその時には今日の宿題のところを事務局の方から、報告お願いしたいと思います。
他にございませんでしょうか。

なければこれで市川市都市計画審議会を閉会したいと思います。

【午後2時13分閉会】